



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)
号外 第 49 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正

(土木 総 務 課)

告

示

島根県告示第286号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱 (平成13年島根県告示第273号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条第 1 項中「法別表」を「法別表第 1 」に改め、同条第 2 項に次の 7 号を加える。

- (7) ハートフルロードしまね (島根県道路愛護ボランティア制度をいう。)における実施団体としての登録及び活動の状況又は島根県河川等美化作業傷害保険が適用される河川若しくは海岸愛護団体としての登録及び活動の状況
- (8) 除雪業務 (凍結防止剤散布業務を含む。)の契約実績の状況
- (9) 災害時における対応状況
- (10) 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況
- (11) 日本標準産業分類に定める大分類 E 建設業以外の産業への進出状況
- (12) しまね・ハツ・建設ブランド (島根県内の建設業者等の育成及び活性化を図るための新技術活用支援制度をいう。)における新技術の登録状況
- (13) CPDS (社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度をいう。)におけるユニット (学習単位をいう。)の取得状況

第 6 条第 1 項中「第10号及び第11号」を「第10号から第13号まで」に改め、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の 2 号を加える。

- (12) 災害時地域貢献申告書 (様式第 7 号) (土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、国、県又は県内市町村と防災協定を締結している団体に加盟していないもので、国、県又は県内市町村からの要請を受け緊急時対応を行った実績のあるものに限る。)
- (13) 新分野進出申告書 (様式第 8 号) (土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者のうち、日本標準産業分類に定める大分類 E 建設業以外の産業への進出を行ったものに限る。)

様式第 1 号中

| | | | | | | | |
|-------------|----------------|------|----------------|---------|--|--------|--|
| 14 障害者雇用義務者 | (1 対象 2 対象外) | 法定義務 | (1 達成 2 未達成) | 法定雇用義務数 | | 障害者雇用数 | |
|-------------|----------------|------|----------------|---------|--|--------|--|

障害者雇用に関する項目については、土木一式工事又は建築一式工事を申請する県内業者のみ記載すること。

を

「

| | | | | | | | |
|---------------------------|--------------|--------------------------|--------------|---------------------|---------------|--------|--|
| 14 障害者雇用義務者 | (1 対象 2 対象外) | 法定義務 | (1 達成 2 未達成) | 法定雇用義務数 | | 障害者雇用数 | |
| 15 ハートフルロードしまね又は河川愛護団体登録 | | (1 有り 2 無し) | | (登録日: 年 月 日) | | | |
| 16 除雪業務契約の有無 | 年度 | 年度 | (1 有り 2 無し) | 17 防災協定及び緊急時対応実績 | (1 有り 2 無し) | | |
| 18 次世代育成支援に関する一般事業主行動計画義務 | | (1 対象(従業員数301人以上) 2 対象外) | | 計画策定状況 | (1 策定済 2 未策定) | | |
| 19 新分野進出実績の有無 | (1 有り 2 無し) | | (投資額 千円) | 20 しまねハツ建設ブランド登録の有無 | (1 有り 2 無し) | | |
| 21 CPDS取得ユニット数 | ユニット | (会社全体での取得数を記入すること。) | | | | | |

「14・15・17・18・19」に関する項目については、土木一式工事又は建築一式工事を申請する県内業者のみ記載すること。

また、「16・20・21」に関する項目については、土木一式工事を申請する県内業者のみ記載すること。」

に、「15 工事分割内訳書」を「22 工事分割内訳書」に、「16 技術者数の内訳」を「23 技術者数の内訳」に改める。

様式第5号その1及び様式第5号その2中「*評定点」を「評定点」に、「5 *欄は記載しないこと」を

「5 *欄は記載しないこと。」に改める。

6 該当する工事評定通知書の写しを添付すること。」

様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

災 害 時 地 域 貢 献 申 告 書

島根県知事 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者氏名

㊟

| | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 災 害 の 種 類 (該当するものを 印で囲むこと。) | 豪雨・暴風・台風・大雪・地震 その他 () |
| 災 害 対 応 期 間 | |
| 災 害 対 応 の 場 所 | |
| 災 害 対 応 の 内 容 (該当するものを 印で囲むこと。) | パトロール 応急工事 その他 具体的な活動内容 () |

上記申告内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|-----|-----|-----|
| 証 明 者 | | | ㊟ |
| | | | ㊟ |

注 申請者は、太枠内のみ記入すること。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

新分野進出申告書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

年度の島根県建設工事入札参加資格の認定を申請するに当たり、 年 月 日から 年 月 日までの間における新分野 (建設業以外の産業) への進出について、下記のとおり申告します。

記

| | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 1 新分野の事業分野 | | |
| 2 新分野への進出の手法 | ア 自社 イ 新会社を設立 ウ 共同出資により新会社を設立 | |
| 3 新設会社の内容 | 新設会社名 | |
| | 代表者名 | |
| | 所在地 | |
| | 電話番号 | |
| 4 新分野へ進出した年月日 (2 欄がイ又はウの場合は、設立年月日) | 年 月 日 | |
| 5 支出金額 (支出年月日) | 円 (年 月 日) | |
| 6 事業計画等 | | |

- 注 1 1 欄については、次に掲げる日本標準産業分類の大分類により記入すること。
A 農業、B 林業、C 漁業、D 鉱業、(E 建設業)、F 製造業、G 電気・ガス・熱供給・水道業、H 情報通信業、I 運輸業、J 卸売・小売業、K 金融・保険業、L 不動産業、M 飲食店・宿泊業、N 医療・福祉、O 教育・学習支援業、P 複合サービス業、Q サービス業 (他に分類されないもの)、R 公務 (他に分類されないもの)、S 分類不能の産業)
- 注 2 2 欄については、該当するものを 印で囲むこと。
- 注 3 3 欄については、2 欄がイ又はウの場合に記入すること。
- 注 4 5 欄については、複数の支出を行った場合は、支出の総額が500万円以上になった時点の年月日を記入すること。
- 注 5 6 欄については、事業内容、規模及び雇用状況が分かるように記入すること。

添付書類

- 1 新分野への進出前の商業登記又は法人登記 (以下「登記」と総称する。)に係る登記事項証明書の写し (個人事業者を除く。)
- 2 新分野への進出に係る株主総会又は取締役会の議事録の写し (個人事業者を除く。)
- 3 新分野への進出後の登記事項証明書 (表の 2 欄がイ又はウの場合は、新設会社の登記簿謄本及び定款) の写し (個人事業者を除く。)
- 4 1 から 3 までに掲げるもののほか、新分野への進出前において建設業以外の産業の事業を行っていなかったこと及び新分野へ進出したことを証明する書面がある場合はその書面
- 5 補助簿及び総勘定元帳、領収書又は振込通知書の写しその他の新分野への進出に要した支出が500万円以上であることを証明する書面

附 則

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

